

京都を支える陶芸作家が指導 伝統の京焼・清水焼の作陶&絵付け 地域住民と宿泊ゲストの架け橋に 施設外玄関帳場で「陶芸体験」初開催 12月14日(土) 10:00～ 「紡 伏見稲荷」施設外玄関帳場スペースにて

京都市内で不動産売買や宿泊施設の管理運営を行う株式会社レ・コネクション（本社：京都市下京区、代表取締役：奥田久雄）は、京都市伏見区に今後オープン予定の施設外玄関帳場のスペースを利用し、地域の活性化を目指すイベントとして、2019年12月14日（土）「陶芸体験」を初開催します。

■ 京都の簡易宿泊所に「施設外玄関帳場」人々が集うスペースに

当社では、歴史的文化的価値のある京町家の保全と街の活性化を図るべく、京町家の物件売買をはじめ、リノベーション、宿泊施設としての管理運営までワンストップで行ない、築100年以上の京町家を宿泊施設として再生する取り組みに注力しています。「人を結び街を紡ぐ」をコンセプトに、現在市内で一棟貸しを中心に41棟の宿泊施設を運営していますが、この度新たな地域活性の取り組みとして、今後オープン予定の施設外玄関帳場のスペースを利用した地域住民参加型のイベントを初開催します。

京都では条例の改正に伴い、簡易宿所を営業する際には宿泊施設内または施設外に帳場（フロント）を設けることが必要になります。2020年4月より条例が施行され設置が義務付けられるため、今後施設外玄関帳場の重要性はますます高くなるものになります。当社はこの施設外玄関帳場を京都市内に10カ所開設する予定です。

当社では、宿泊ゲストだけでなく、地元住民が気軽に立ち寄り、交流できるコミュニティスペースとして施設外玄関帳場の活用を目指しています。今回、施設外玄関帳場を地元住民に知ってもらい、身近に感じてもらう企画として「陶芸体験」を実施いたします。地元伏見に窯を構える小林製陶所の現役の作家さんの指導のもと、伝統の京焼・清水焼の作陶&絵付けが体験でき、地域住民と宿泊ゲストを結ぶ触れ合いの場・憩いの場につなげていきます。

今回のイベントをメディアの皆様にご公開させていただきます。京都の町を、京都を支える陶芸作家とともに盛り上げる取り組みです。



「紡 伏見稲荷」施設外玄関帳場



小林正明氏による
伝統の京焼・清水焼の作陶風景

【陶芸体験&絵付け体験イベント概要】

- ▼日時：2019年12月14日(土) 10:00～16:00
- ▼場所：「紡 伏見稲荷」施設外玄関帳場
- ▼住所：京都市伏見区深草稲荷榎木橋町 15-3
- ▼体験内容：①成形体験（ろくろ+たたら）もしくは②絵付け体験
※いずれの場合も焼き上がり後、後日お渡し
- ▼費用：・近隣、宿泊ゲストの体験無料
・一般の方(観光客)は、体験内容にかかわらず一律500円
- ▼講師：森功輔氏、菊池純子氏（小林製陶所・小林正明氏監修）

【小林製陶所】

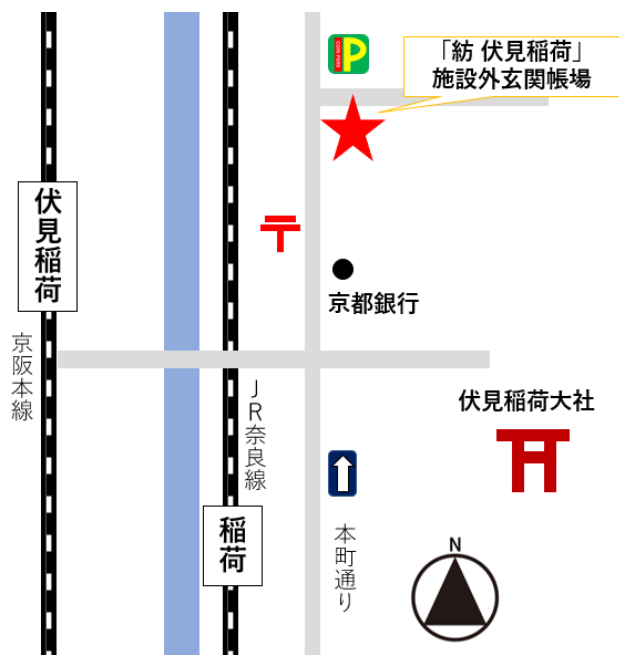
京都の花器づくりの最も古参であり、戦後から多くの人々に愛されてきた清水焼の製陶所。現在三代目となる小林正明さんが、伏見の地において花器の創作に情熱を捧げている。



小林正明氏による作品

京都を支える陶芸作家が指導 伝統の京焼・清水焼の作陶&絵付け
地域住民と宿泊ゲストの架け橋に 施設外玄関帳場で「陶芸体験」初開催
12月14日(土) 10:00~ 「紡 伏見稲荷」施設外玄関帳場スペースにて

- ◆日時： 2019年12月14日(土) 10:00-16:00
- ◆場所： 「紡 伏見稲荷」施設外玄関帳場
- ◆住所： 京都市伏見区深草稲荷榎木橋町 15-3
- ◆アクセス： JR 稲荷駅徒歩約3分 京阪伏見稲荷駅徒歩5分



絵付け体験作品
イメージ図

※駐車場のご用意はありません。

お問い合わせ

株式会社レ・コネクション

TEL:075-352-8600

MAIL:a.oishi@re-connection.co.jp

担当：大石まで

【参考資料】

■施設概要

- 施設名 : 「紡 伏見稻荷」施設外玄関帳場
住所 : 京都市伏見区深草稻荷榎木橋町 15-3
オープン予定日 : 2020年3月予定
特徴 : ・1階南側に施設外玄関帳場
・1階東側のスペースと2階は現在宿泊施設運営中

※施設の内覧希望

広報事務局 (TEL: 03-5411-0066 E-mail: pr@netamoto.co.jp)

担当: 杉村までご連絡ください。

■施設外玄関帳場とは

京都市の条例において簡易宿所の営業を行う際に必要となる要件です(京町家を除く)。宿泊施設内に帳場(受付)を設けることが出来ない場合、施設まで10分以内(概ね800m以内)で到着できる場所に設けなければなりません。宿泊者が滞在している際は常時スタッフを駐在させる必要があることや、そのスタッフとは別に施設まで駆け付けけるスタッフも必要となります。更に別の用途と併用する場合は区画する必要があるなど厳しい条件があります。

条例の猶予措置の終了する2020年3月以降適応できない事業者は運営ができなくなるため、施設外玄関帳場としてのニーズは高まっています。

